

次のとおり、一般競争入札について公表します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存整備事業基本設計業務委託
- (2) 履行場所 (1) 川崎市宮前区野川本町3丁目429番2他3筆
(2) 川崎市高津区千年438番1他2筆
(3) その他、教育委員会事務局文化財課が指示する場所
- (3) 履行期間 契約日から令和9年3月19日まで
- (4) 委託概要 「史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画」に基づく基本設計業務。
※詳細は仕様書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和7・8年度川崎市業務委託者有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「造園」に登載されていること。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間に、本市又は他官公庁において、特別史跡・史跡の史跡整備にかかわる基本設計業務を受託した実績があること。
- (5) 管理技術者に技術士（建設部門-都市及び地方計画）もしくはRCCMとして1級造園施工管理技士及び、学芸員資格の技術者を業務履行体制に含むこと。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札申込書は、3（1）の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
教育委員会事務局生涯学習部文化財課 担当 小野 寿美子
電話：044-200-0403
E-mail：88bunka@city.kawasaki.jp

(2) 資料の閲覧・配布・提出期間

令和8年6月8日（月）から令和8年6月12日（金）までとします。
（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加入札参加申込書

イ 2 (4) に示した資格に係る契約実績を証明するもの。

ウ 2 (5) に示した資格を証明するもの。

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。また、書類の提出に不備がある場合、無効となることがありますので御注意ください。

(4) 提出方法 持参又は郵送

4 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX）により送付します。

(2) 交付日

令和8年6月16日（火）までに交付

5 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和8年6月17日（水）から6月19日（金）までとし、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとします。

(2) 質問方法

「質問書」により、3 (1) の問い合わせ先まで持参又は電子メールにて提出してください。なお、電子メールで質問する場合は、「質問書」を送信した旨を担当までご連絡ください。

※郵送による提出は認めません。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和8年6月24日（水）までに、入札参加資格があると認めた全社宛てに電子メールまたはFAXにて送付します。

なお、質問がなかった場合には、連絡はしません。また、回答後の再質問は受け付けません。

6 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札書の提出方法 郵送又は持参による紙入札

- (2) 入札書の提出日時 令和8年6月25日(木)から
令和8年7月1日(水)まで(当日12時必着)
- (3) 入札書の提出場所 川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課
川崎市川崎区東田町5番地4
- (4) 入札保証金 免除とします。
- (5) 開札の日時 令和8年7月1日(水)午後3時から(開札は対面では実施しません)
- (6) 開札の場所 川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課
川崎市川崎区東田町5番地4
- (7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供(振替債を除く。)、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。
- (3) 前払金 否
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ウェブサイト「入札情報 かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (2) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。